

島本町立地適正化計画(素案)策定に関する意見照会に対する回答

大阪都市計画局

意見		意見に対する見解(市町村記入)
1	P. 4-2 (表題) 方針の対象区域について 「都市機能の集約による～」が都市機能誘導区域内のような印象を受けますが、P8-1では、都市機能誘導区域の周辺を含めた施策のようです。方針1の対象区域は、都市機能誘導区域ではなく、P4-3に示された断面図の範囲ということでしょうか。	P4-3でお示ししている断面図のように、都市機能誘導区域を基本としながらも、周辺も含めた施策ととらえております。

気付いた点、助言など	
1	P. 2-1,2,3 (表題) 計画期間が年度または年、〇年間と書く、書かない等、意図して書き方を変えられているのでしょうか。意図が無ければ、表現を揃え、西暦と和暦が一致しないところなどは、修正してください。 →各計画に記載の表記を踏まえつつ、可能な限り、西暦と和暦を併記することとしてしております。ご指摘の西暦と和暦が一致しない箇所については修正いたします。
2	P. 3-33 (表題) 図3-44 製造品出荷額のグラフの表記の桁数を確認してください。 →出典が異なるため、グラフの桁数も異なるものです。
3	P. 5-4,5,6 (表題) 図5-4、5-6、5-7 市街化区域の範囲が異なっています。確認してください。 →確認し、他との整合が取れていなかったことから、修正します。
4	P. 5-9 (表題) 図5-12 5.3.3居住誘導区域について、島本町立第3小学校付近の白抜き部分、区画整理後の形状が反映されていますでしょうか。 →当該白抜き箇所につきましては、土砂災害警戒区域に指定されていることから、土地区画整理事業の実施前後に拘らず、土砂災害警戒区域の形状に即し、居住誘導区域から除外を考えております。

島本町立地適正化計画(素案)策定に関する意見照会に対する回答

河川室

意見		意見に対する見解(市町村記入)
1	P. 3-34 (表題) 3.6 災害 3.6.1 洪水 (1) (1)浸水深(想定最大規模降雨(1,000年以上に1度の確率の降雨))の記載を、(1)浸水深(想定最大規模降雨(概ね1,000年以上に1度程度発生する確率の降雨))に修正願います。	ご指摘のように修正いたします。
2	P. 3-35 (表題) 3.6 災害 3.6.1 洪水 (2) (2)浸水深(計画規模降雨(100年以上に一度の確率の降雨))の記載を、(2)浸水深(計画規模降雨(概ね100年に1度程度発生する確率の降雨))に修正願います。	ご指摘のように修正いたします。
3	P. 3-35 (表題) (2)浸水深(計画規模降雨(概ね100年に一 水無瀬川における洪水浸水想定区域図(計画規模)では、3.0m以上の浸水深となる箇所が存在するため、居住誘導区域より除外を検討されたい。	ご指摘を踏まえ確認したところ、3.0m以上の浸水が想定される箇所がありました。 一方で、想定される箇所としては2か所であり、面的な分布ではなく点的な分布となっていることから、局所的に居住誘導区域から省くことは住民の不利益につながる恐れがあると判断し、本町といましては、居住誘導区域に含めるものとして計画の策定を進めたいと考えております。 なお、3-35の記載に関しては、現状のままでは事実と異なりますことから、2行目の文を下記の内容に修正いたします。 「水無瀬川の洪水について計画規模降雨の浸水は、阪急京都線沿線を中心に3.0m未満の浸水が想定されていますが、3.0m以上の浸水が想定される地域も存在します」
4	P. 3-37 (表題) (4)家屋倒壊等氾濫想定区域 水無瀬川における家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)についても、居住誘導区域から除外を検討されたい。	本町における水無瀬川の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)については、一定規模の住宅地に指定されており、居住誘導区域から省くことは住民の皆様への不利益の度合いが大きいと判断いたしました。 また、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)につきましては、雨量から災害発生までの猶予の予測が一定可能と考えられることから、居住誘導区域に含めるものとして計画の策定を進めたいと考えております。
5	P. 3-41 (表題) 3.6.3 ため池 図が2つ並んでいるとき、図の番号がこれまでのページでは左から右に番号がつけてあったが、このページから右から左につけているものと、左から右につけているものとが混在しているため、一律にした方がよいのではないかと。	図の番号が左から右になるよう修正いたします。
6	P. 5-9 (表題) 5.3.3 居住誘導区域 P3-35では、「水無瀬川の計画規模降雨の浸水は3.0m未満の浸水が想定…」と記載されていますが、僅かながら3.0m以上の浸水する地域があると思われます。 「大阪府域における水災害リスクを踏まえた居住誘導区域設定の目安(案)」(令和3年 都市計画室)において目安とされている、計画規模洪水において浸水深3m以上の区域は居住誘導区域に含まないとされていますが、浸水深3m以上の区域が居住誘導区域に含まれていないか再度確認願います。	ご指摘を踏まえ確認したところ、3.0m以上の浸水が想定される箇所がありました。 一方で、想定される箇所としては2か所であり、面的な分布ではなく点的な分布となっていることから、局所的に居住誘導区域から省くことは住民の不利益につながる恐れがあると判断し、本町といましては、居住誘導区域に含めるものとして計画の策定を進めたいと考えております。 なお、3-35の記載に関しては、現状のままでは事実と異なりますことから、2行目の文を下記の内容に修正いたします。 「水無瀬川の洪水について計画規模降雨の浸水は、阪急京都線沿線を中心に3.0m未満の浸水が想定されていますが、3.0m以上の浸水が想定される地域も存在します」

7	P. 5-6 (表題) (2)土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険 図5-7の凡例には土砂災害特別警戒区域の記載があるが、P.5-6の本文では「土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域に含めない区域とします」と記載しており、土砂災害特別警戒区域が抜けている。土砂災害警戒区域で一括りにするのではなく、土砂災害特別警戒区域も居住誘導区域に含めないのであれば誤解を招かないためにも記載すべきでは。	土砂災害特別警戒区域についても追記いたします。
8	P. 9-20 (表題) 3. 防災上の課題 大阪府洪水リスク表示図(令和2年3月)において、水無瀬川では計画規模降雨(1/100)時に危険度Ⅲの区域が発生しますが、当該区域の防災対策について記載がない為、検討をお願いします。	確認しましたところ、ご指摘のように、大阪府洪水リスク表示図において危険度Ⅲと表示される箇所がありました。 大阪府洪水リスク表示図(令和2年3月)において、計画規模降雨(1/100)時に危険度Ⅲとなる箇所といたしましては、「建物の1階相当が水没する程度(3.0m以上)」または「木造家屋が流出するとされる家屋流出指数が$2.5m^3/s^2$以上」の箇所と聞き及んでおります。 確認いたしましたところ、危険度Ⅲの箇所に3.0m以上浸水する箇所はありませんでした。 また、家屋流出指数に関しましても、家屋が浸水した後に水の流れによって流出する恐れのある箇所を示しておられると認識しておりますが、氾濫流の区域を居住誘導区域に含めるとして判断した際と同様、雨量から災害発生までの猶予の予測が一定可能と考えられることや避難に関しても、洪水災害に関しては災害の発生前に避難することを前提として考えております。 加えて、9-24において、洪水災害に対しての方針を、9-27において取組を記載しておりますことから、現状の記載で十分と考えております。
9	P. 9-24 (表題) 9.4.2防災対応方針 【「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」(平成30(2018)年7月大阪府)によれば、治水の将来目標として「一生に一度経験するような大雨が降った場合でも、川が溢れて、家が流され、人がなくなるようなことを無くす」としており、水無瀬川については、時間雨量80mm程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の目標としています。】と記載されておりますが、赤字と青字の部分で計画が異なります。河川整備計画によればとするなら、(平成22年6月策定)に基づき、【その上で、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」8)「凌ぐ」9)「防ぐ」10)施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。具体的には、大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量50ミリ程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備をすすめることを基本とします。】を赤字と青字の間に追加してください。現在の標記では誤解を与える可能性があります。	ご指摘を踏まえ下記のとおり、追記した内容に修正いたします。 【「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」(平成30(2018)年7月大阪府)によれば、治水の将来目標として「一生に一度経験するような大雨が降った場合でも、川が溢れて、家が流され、人がなくなるようなことを無くす」としており、その上で、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」8)「凌ぐ」9)「防ぐ」10)施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。具体的には、大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量50ミリ程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備をすすめることを基本とします。 水無瀬川については、時間雨量80mm程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の目標としています。】
10	P. 9-25,27 (表題) 防災対応方針など 土砂災害特別警戒区域内の移転制度をお持ちだと思うので、周知・活用により誘導するなど記載してはどうでしょうか。	9-27に関しては、現状の記載で問題ないと考えております。 なお、9-25につきましてはご指摘を踏まえまして、9-25(4)3行目の文章を下記の内容に修正いたします。 「土砂災害の発生は予測が難しいことを鑑み、災害リスクの高いところは基本的に居住誘導区域より省くこととします。また、土砂災害特別警戒区域内に住まわれている方に対しては、町の移転補助制度の周知・活用を推進するなど、住宅等の居住誘導区域への誘導を図ります。」

島本町立地適正化計画(素案)策定に関する意見照会に対する回答

下水道室

意見		意見に対する見解(市町村記入)
P. 9-24	(表題) 防災対応方針など	
1	p9-24にて『本町では、既往最大降雨程度の雨が降った場合、一部の地域で5cm以上30cm未満の浸水が予想されますが、大部分が床下浸水となると想定されることから、基本的な対策は垂直避難等を想定します。』と記載があります。 5cm以上30cm未満の浸水では、全て床下浸水になるのでは？と思い、『大部分』と書いた意図を教えてください。	記載誤りです。 ご指摘のとおり、すべて床下浸水となりますことから、「大部分」の記載は削除します。